

# 市の職員数や給与についてお知らせします

市では、人事行政の公平性と透明性を高めるため、市の職員数や給与の状況について公表を行います。

人事関係では職員数や休暇、福利厚生などの状況について、給与では普通会計（水道・下水道事業などの特別会計を除く）に属する職員の給与と各種手当の状況および市長・助役など特別職の報酬についてお知らせします。

なお、市ホームページには、より詳細な内容を掲載していますのでご覧ください。

《問合せ》職員課



## 人事関係

### 1. 職員の任免および職員数の状況

#### (1) 採用と退職

身分上の名	職種	採用	退職
事務吏員	一般事務職	3人	13人
技術吏員	建築技術職	—	1人
	土木技術職	—	2人
	保健師	2人	—
	医師	1人	—
	看護師	—	1人
	理学療法士	—	1人
消防吏員	消防職	3人	—
教員	幼稚園教諭	—	4人
技能職員	技能職	—	5人
労務職員	労務職	—	3人
合計		9人	30人

※採用は、平成17年4月2日～平成18年4月1日  
 ※退職は、平成17年度中

#### (2) 昇任と降任

(平成17年度中)

区分	昇任	降任
部長級以上	0人	—
課長級	1人	0人
課長補佐級	1人	0人
係長級	4人	0人
主査以下	—	2人
合計	6人	2人

※昇任とは、現在の職より上位の職に任用されること、降任とは、現在の職より下位の職に任用されることです。  
 ※平成17年4月1日市町合併時の人事に関するものは除いています。

#### (3) 部門別職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減数
		17年度	18年度	
一般行政部門	一般管理	420人	407人	△13
	福祉	221人	219人	△2
	小計	641人	626人	△15
特別行政部門	教育	175人	172人	△3
	消防	126人	128人	2
	小計	301人	300人	△1
公営企業等会計部門	水道	52人	45人	△7
	下水道	37人	36人	△1
	その他	45人	48人	3
	小計	134人	129人	△5
合計		1,076人	1,055人	△21

※地方公共団体定員管理調査による職員数で教育長を含む職員数。  
 ※両年度とも4月1日現在の数値。

#### (4) 定員管理適正化計画の年次別推進状況の概要

部門別数(進捗率)	17年度	18年度	17~22年度の数値目標	22年度
一般行政部門	641人(—)	626人(19.2%)	△78	563人
特別行政部門	300人(—)	299人(7.1%)	△14	286人
公営企業等会計部門	134人(—)	129人(4.1%)	△12	122人
合計	1,075人(—)	1,054人(17.3%)	△104	971人

### 2. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

#### (1) 基本的な勤務時間

職員の勤務時間は、1日8時間、1週間40時間です。

(平成18年4月1日現在)

区分	勤務時間	休憩時間	休息時間
一般職員	午前8時30分～午後5時15分	勤務時間中において45分	勤務時間中において15分を2回

(2) 休暇

(平成18年4月1日現在)

種 類	内 容	
年次有給休暇	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とし、職員が請求したときに付与される休暇 1年度につき20日以内	
病気休暇	負傷または疾病により療養のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、必要最小限度の期間について認められる休暇 120日以内	
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇 連続する6カ月の期間内	
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇 1年度につき30日以内	
特別休暇	特別な事情により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	
	結婚休暇	5日の範囲内の期間
	妊娠中または出産後の通院休暇	必要と認める時間
	分娩休暇	出産予定日の8週間前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの範囲内の期間
	配偶者出産休暇	2日の範囲内の期間
	男性職員の育児参加休暇	5日の範囲内の期間
	忌引休暇	続柄に応じた範囲内の期間
	夏季休暇	5日の範囲内の期間
その他	育児休暇、子の看護休暇、生理休暇、父母の祭祀休暇、ボランティア休暇、骨髄提供休暇	

(3) 年次有給休暇の取得状況

(平成17年度)

総取得日数	9,994日
対象職員数	1,076人
平均取得日数	9.3日

(4) 育児休業の取得状況

(平成17年度)

平成17年度に新規に育児休業を取得したもの	10人
平成16年度から引続いているもの	8人

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度です。育児休業期間中は、給与は支給されません。

3. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合などに、公務能率の維持を目的として、降任、免職、休職、降給させる不利益処分のことをいいます。

(平成17年度)

種類	降任	免職	休職	降給
処分件数	2件	0件	3件	0件

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に免職、停職、減給、戒告となる不利益処分のことをいいます。

(平成17年度)

種類	戒告	減給	停職	免職
処分件数	0件	0件	0件	0件

4. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修

(平成17年度)

研修種別	派遣先・内容など	受講者数
派遣研修	自治大 学 校	2人
	兵庫県自治協会(簿記・政策法務研修ほか)	88人
	兵庫県自治研修所(行政法・民法研修ほか)	59人
	但馬広域行政事務組合(中堅・新任職研修ほか)	163人
	全国市町村国際文化研修所(国際交流基礎)	1人
庁内研修	日本経営協会(秘書研修)	1人
	メンタルヘルス研修(一般職員、管理・監督職員対象)	425人
	接 遇 研 修	102人
	勤務評定者研修(管理・監督職)	232人
自主研修	人権研修(男女共同参画)ほか	217人
	通信教育(指定講座)	17人
	自主研修支援事業	11人
合 計		1,318人

(2) 勤務成績の評定の状況

現在、勤務評定は実施していませんが、適切な人事管理を行うとともに、職員の意欲向上など人材育成を目的として、適正かつ公平な勤務評定を行うため、管理監督職を対象とした勤務評定者研修を実施するなど、その制度の確立に向けて準備を進めています。

5. 職員の福祉等の状況

(1) 職員の福利厚生等の状況

(平成17年度)

区 分	内 容
健康 管 理	定期健康診断、成人病検診、腰痛健診などの健康診断・検査を実施および破傷風およびB型肝炎の予防接種を実施
共 済 制 度	兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合による実施
互助会制度	兵庫県町村職員互助会または兵庫県学校厚生会による実施

(2) 公務災害の状況

職員が、公務上の災害または通勤上の災害を受けた場合は、その災害によって生じた身体的損害に対する経済的補填があります。

(平成17年度)

項 目	件 数
公務災害発生件数	9件
通勤災害発生件数	2件